

区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアル及び共通リスクアセスメントツール  
マニュアルの改定に係るワーキンググループ及び作業部会設置要綱

(目的)

第1条 区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアル及び共通リスクアセスメントツールマニュアル（以下、「マニュアル」という。）について、現状の区役所業務の状況を踏まえたマニュアルの改定を進めるため、区役所及びこども相談センター、こども青少年局子育て支援部の職員で構成するワーキンググループ及び作業部会を設置する。

(組織)

第2条 各区子育て支援室が実施している区要保護児童対策地域協議会の調整業務において、現場の業務状況を基礎に、マニュアル改定を検討するため、ワーキンググループに作業部会を置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは別表第1のとおりとする。
- 3 作業部会のメンバーは別表第2のとおりとする。

(ワーキンググループにおける検討事項)

第3条 ワーキンググループは次の事項を検討する。

- (1) 区要保護児童対策地域協議会の運営マニュアルの改定案に関すること
- (2) 作業部会における検討内容に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(作業部会における検討事項)

第4条 作業部会は次の事項を検討する。

- (1) 共通リスクアセスメントツールマニュアルの改定案に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(庶務)

第5条 庶務は次の業務を行う。

- (1) ワーキンググループの庶務は、こども青少年局子育て支援部管理課（児童支援対策グループ）が行う。
- (2) ワーキンググループ及び作業部会の招集を行う。
- (3) 第3条及び第4条において作成した案をこども・教育部会に報告を行う。

(その他)

第6条 ワーキンググループ及び作業部会のメンバーが人事異動等により変更が必要になった場合には、速やかに新たなメンバーを選定する。

- 2 その他必要な事項については、ワーキンググループに提案し、定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りでその効力を失う。

別表第1（第2条第2項関係）

子育て支援室チームリーダー会議	都島区 こども教育担当課長代理 大正区 子育て支援担当課長代理 浪速区 子育て支援担当課長代理 生野区 子育て企画担当課長代理 西成区 こども家庭支援担当課長代理
こども相談センター	中央こども相談センター 虐待対応担当課長 北部こども相談センター 児童相談担当課長 南部こども相談センター 児童相談担当課長
こども青少年局子育て支援部	管理課 児童支援対策担当課長 管理課 児童支援対策担当課長代理

別表第2（第2条第3項関係）

子育て支援室 担当係長会議	淀川区 保健福祉課担当係長 此花区 保健福祉課担当係長 天王寺区 保健福祉課担当係長 生野区 保健福祉課担当係長 平野区 保健福祉課担当係長
こども相談センター	中央こども相談センター 相談支援担当課長代理 北部こども相談センター 虐待対応担当課長代理 南部こども相談センター 虐待対応担当課長代理
こども青少年局子育て支援部	管理課 児童支援対策担当課長代理 管理課 担当係長